

人権教育・啓発方針

(令和7年5月改訂版)

福 井 市

福井市教育委員会

平成20年3月

目 次

I 人権教育・啓発方針の概要

- 1 趣 旨 1
- 2 人権をめぐる動き 1
- 3 位置付け 2

II さまざまな人権課題への取組

- 1 女 性 3
- 2 こども 4
- 3 高齢者 5
- 4 障がい者 6
- 5 部落差別(同和問題) 7
- 6 外国人 8
- 7 感染症の患者等 9
- 8 犯罪被害者等 10
- 9 その他のさまざまな人権 11

III 人権教育・啓発の推進

- 1 学校等における取組 12
- 2 家庭における取組 12
- 3 地域社会等における取組 12
- 4 特定職業従事者に対する人権教育の推進 13

IV 推進体制 14

I 人権教育・啓発方針の概要

1 趣 旨

わたしたちは、誰もが幸せに暮らしたい、人間らしく生きたいと願っています。そのためには、社会規範の下で、自由な発言の機会があること、また自己の選択において結婚ができること、さらに、職業選択の自由があることなど、自己の責任により自由な選択ができることが必要です。これらは、人が「幸せに生きる権利」であり、総称して人権と言います。

福井市では、これまで各行政分野ごとに人権に関する施策を推進してきました。

一方、国際化、情報化、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、新たな人権問題が顕在化するなど、多様化、複雑化する傾向にあります。

また、人権問題は心のうちにある予断や偏見により生じる場合も多く、個人の意識に働きかけることが重要な分野でもあります。

こうしたことを踏まえ、人権施策及び人権教育・啓発をより総合的に展開するため、「人権教育・啓発方針」を策定するものです。

2 人権をめぐる動き

多数の犠牲者を出した第二次世界大戦後、戦争のない世界を目指し国際連合が結成され、その目的の中に「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励すること」が掲げられました。昭和23（1948）年の国連総会では「世界人権宣言」が採択され、その後も「人種差別撤廃条約」、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」が採択されるなど、国連を中心として、人権に関するさまざまな国際的取組が行われてきました。

平成6（1994）年には、人権教育を通じて個人の尊厳を確立し世界人権宣言の理念を実現するため、平成7（1995）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」と定める決議が採択され、すべての政府に対して、人権教育の方向付け並びに人権と基本的自由の尊重の強化のための努力を促進するよう求めました。さらに、平成14（2002）年には「持続可能な開発のための教育の10年」、16（2004）年には「人権教育のための世界計画」が採択されました。

また、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指しており、その根底には人権尊重の理念があります。各国では令和12（2030）年の目標達成に向けた取組が進められています。

このような国際的な取組を通して人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識となってきており、21世紀は「人権の世紀」と呼ばれています。

わが国では、日本国憲法において「基本的人権の尊重」を基本理念として掲げ、「国際人権規約」をはじめ人権に関する重要な規約、条約を批准してきました。また、平成9（1997）年には、「人権教育のための国連10年」に対応した国内行動計画を策定し、平成12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し国や地方公共団体等の責務も明記しました。

この法律で、国の責務は「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」こととされ、国は、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

一方、地方自治体の責務は「国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえて人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する」こととされ、また、国民の責務は「人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と記されています。

また、平成28（2016）年には差別の解消に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が相次いで施行されました。

令和5（2023）年には「日本国憲法」及び「児童の権利条約」の精神にのっとり、すべてのこどもが個人として尊重され、意見を表明する機会が確保されることなどを定めた「こども基本法」や、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）が施行されました。

福井県では、平成15（2003）年に「福井県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成18（2006）年には条例に基づく「福井県人権施策基本方針」を定めました。さらに、人権教育・啓発施策に反映させるため「人権問題に関する県民意識調査」を行うなど、人権尊重の社会づくりに取り組んでいます。

福井市においては、女性、こども、高齢者、障がい者など、それぞれの分野ごとに人権問題に取り組んできましたが、人権問題が多様化、複雑化していることから分野を超えた横断的な取組が必要となってきました。

そこで、平成18（2006）年に策定した「21世紀を拓くふくい創造プラン（第五次福井市総合計画）」改訂基本計画では、新たに「人権尊重の推進」の項目を加え、人権尊重意識の啓発及び人権教育の充実に取り組むこととしました。以降、策定した総合計画では、人権尊重意識醸成のための施策を掲げ、継続して取組を進めてきました。

令和4（2022）年からスタートした第八次福井市総合計画（令和4（2022）年度～8（2026）年度）においても、「誰もが尊重され、それぞれの個性や能力を発揮しながら、活躍できるまちをつくる」ため、「人権教育・啓発に取り組む、一人ひとりの多様性や、人権が尊重される地域社会の実現を図る」、と規定し、人権教育・啓発により一層取り組んでいくこととしています。

3 位置付け

人権にかかる諸問題の解決のためには市民一人ひとりが人権に対する意識を高めることにより、お互いに人権を尊重しあう地域社会を築いていくことが必要です。

この方針は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、「福井県人権施策基本方針」などを踏まえ、福井市における人権に関する施策を体系的に進めていくための指針として策定するものです。

今後、この方針をもとに、市として人権尊重意識の啓発及び人権教育の充実に取り組むこととします。

Ⅱ さまざまな人権課題への取組

1 女 性

■現状と課題■

本市では、平成元（1989）年に「福井女性元年」を宣言し、本格的な取組を開始して以降、平成10（1998）年に北陸初・全国14番目となる「男女共同参画都市宣言」、平成15（2003）年に性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度、慣行をさらに改革していくための「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を制定し、男女共同参画推進のための取組を積極的に展開してきました。

また、平成4（1992）年には男女共同参画基本計画を策定し、以降、概ね5年毎に社会情勢の変化等を勘案しながら見直しを行い、施策に取り組んできました。

これまでの取組により、本市における男女共同参画意識の醸成は着実に進んでいますが、性別による固定化された役割分担意識の解消や、あらゆる分野での女性の活躍促進、男女間の暴力根絶等に、今後も引き続き取り組む必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ策定した「福井市第6次男女共同参画基本計画（令和4（2022）年度～8（2026）年度）」においては、基本理念に「みんなが輝く 幸せを実感できる『男女共同参画都市』ふくい」を掲げ、各施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

また、令和6（2024）年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活困窮、性暴力、家庭内破綻などに直面する女性に向けた支援が強化されます。本市でも、これを受けて、様々な困難を抱える女性に対して、必要な支援を提供し、支援につなぐ取組を行う必要があります。

■課題解決の方向■

- ◎ 地域活動や学校教育の中で、性別による固定化された役割分担意識の解消や、性別や年齢に関わらず、互いを尊重し、理解するための意識醸成を図っていきます。
- ◎ 企業等に向け、女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革を促すとともに、女性のキャリア形成への意欲向上、男性の主体的な家事・育児・介護への参画を促進します。
- ◎ 防災や災害対応に男女双方の視点を反映した取組を促進するとともに、男女間における暴力等の根絶に取り組めます。併せて、男女が生涯、健康に暮らせるよう支援していきます。
- ◎ 女性をひとりぼっちにしない・させない社会の実現を目指し、身近な相談先として寄り添いながら、女性を取り巻く様々な課題の解決を図ります。

2 こども

■現状と課題■

児童虐待を含む不適切な養育（マルトリートメント）やいじめ、不登校、経済的困窮など、こどもや子育て家庭を取り巻く状況は深刻化の一途をたどっています。

このような中、こどもを社会の中心に据え、こどもの視点で施策を検討・推進するため、令和5（2023）年度にこども家庭庁が創設され、あらゆるこども施策の基盤となる基本理念を定めた「こども基本法」が施行されました。

本市においては、令和7（2025）年3月に「福井市こども未来条例」を制定（同年4月施行）し、こどもが安心して自分らしく生きるために権利を示すとともに、こども自身も他者の権利を尊重しなければならないことを明記しており、市は、条例の趣旨について全ての市民の関心を高め、理解を深めるため周知を行っていくこととしています。

こどもを取り巻くさまざまな問題を解決するためには、こどもの発達段階に応じた悩みに応えられる相談・支援体制の充実や、児童相談所などの関係機関との連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応の取組を進めるとともに、虐待等に関する深い関心や理解を広く市民に啓発していくことが必要です。

また、生まれた環境に左右されることなく、すべてのこどもが夢や希望を持てるよう、生活面や教育に対する適切な支援が必要です。

さらに、学校におけるいじめや不登校は、教育のみならず社会的にも大きな問題となっており、こどもが犯罪被害者となる事件も増えています。保育所、認定こども園、幼稚園、学校は、こどもが健やかに育つよう、きめ細かな見守りと支援を行うとともに、家庭、地域、関係機関の効果的な連携が必要です。

■課題解決の方向■

- ◎ こどもの権利について周知するとともに、こどもを取り巻くさまざまな問題の解決のために、こどもや保護者、地域などに対する相談・支援体制の充実を図ります。
- ◎ 児童虐待を含む不適切な養育（マルトリートメント）の問題に対して、保護者に対する働きかけや児童の保護について児童相談所など関係機関との連携を強化しながら、虐待の早期発見、早期対応など、こどもを守る体制づくりを進めるとともに、虐待防止等に関する啓発活動の充実を図ります。
- ◎ 家庭環境に左右されず、こどもが健やかに育つよう、こども食堂や学習支援など地域で安全安心に過ごせる居場所づくりに取り組みます。
- ◎ こどもの健全な育成を目指して、就学前教育・学校教育の充実を図り、保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域社会が一体となった施策を推進します。
- ◎ こどもたちの一番の教育者は保護者であることから、保護者への人権意識及び親子で触れ合う機会や思いを伝え合う大切さを啓発するための取組の充実を図ります。

3 高齢者

■現状と課題■

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし等高齢者や介護を要する高齢者が増加し、孤立や虐待、老老介護による介護負担等、個人や世帯が抱える課題が多様化、複雑化しています。

また、令和4（2020）年には、65歳以上の高齢者の5.6人に1人が認知症になると見込まれている中、国は令和6（2024）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定し、国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら認知症の人が尊厳をもって暮らすことができ共生する活力ある社会の実現を目指すとしています。

介護サービスの充実だけでなく、高齢者が安心して在宅生活を継続するためには、日常的な生活支援を必要とする人を、地域ぐるみで支援する体制の構築が求められています。

加えて、認知症高齢者等判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度利用促進と、見守りを含めた継続した支援が必要です。

高齢者が、住み慣れた地域の中で、自分らしく安心して、人生の最期まで生活を送ることができる社会づくりのため、本市では、「医療・介護・住まい・介護予防・生活支援・認知症」を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

■課題解決の方向■

- ◎ 保健・福祉・医療・介護等の関係者が連携し、ひとり暮らし等高齢者や介護を要する高齢者が安心して生活することができるよう、相談体制の充実に努め、総合的なサービスの提供、見守り体制の強化を図ります。
- ◎ 認知症に関する正しい知識や情報の普及に加え、高齢者の社会参加や世代間交流の促進を図り、早期発見・早期対応、地域で支える体制の充実に努めます。
- ◎ 判断能力が低下した高齢者の、生命・自由・財産等の権利を守ることを目的に、成年後見制度の普及啓発や利用促進に取り組みます。
- ◎ 保健・福祉・医療・介護等の関係者をはじめ、地域を含めた関係団体とのネットワークを構築し連携を深めるとともに、高齢者虐待防止や高齢者と養護者等を支援する体制の充実に取り組みます。

4 障がい者

■現状と課題■

障がいの有無にかかわらず、すべての人が地域社会で安心して暮らし、お互いが人格と個性を尊重し、支え合うことのできるまちづくりを進めていくためには、障がいや障がいのある人に対する十分な理解と温かい配慮が不可欠です。

また、教育、雇用、生活支援、保健、医療などにおいて障がいの特性に応じた一人ひとりへの対応が必要です。

平成28(2016)年から障害者差別解消法が施行され、障がいや障がいのある人への社会の理解も少しずつ進んできましたが、いまだ障がいについての知識不足、理解不足から、障がいのある人への偏見や差別意識も見られます。また、交通機関・建築物等における物理的な障壁、制度上の障壁、文化・情報面の障壁なども課題となっています。

そのような中、令和6(2024)年4月から「改正障害者差別解消法」が施行され、民間事業者にも障がいがある人に対する「合理的な配慮」が義務化されました。

障がいや障がいのある人に対する正しい知識や情報の普及、さまざまな領域の障壁の解消また、ノーマライゼーションの理念のもと、個々の障がいの種別や個性に合った自立と社会参加の実現に向けた総合的な更なる推進と取組が必要です。

■課題解決の方向■

- ◎ 障がいや障がいのある人について市民の理解を深め、障壁を解消するため、心のバリアフリー教室等を通じて啓発に努めます。また、ノーマライゼーションの理念に基づいた福祉観を育てる観点から、とりわけ次代を担うこどもたちの教育を推進するため、学校や関係機関との連携を図ります。
- ◎ 支援を必要としている児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばし、生き生きと活動できるよう特別支援教育の充実に努めます。
- ◎ 障がいがあっても、保育園・認定こども園等で、状況に応じた教育・保育を提供するため、受入体制の充実に努めます。
- ◎ 障がいのある人の自立を支援するため、多様な就労の場の確保等、柔軟な就労形態の構築に向けて支援します。また、就労後の支援体制の構築を進めます。
- ◎ 障がいのある人への相談・情報提供体制の整備・充実に努めるとともに、権利擁護体制の充実に努めます。

5 部落差別(同和問題)

■現状と課題■

部落差別（同和問題）は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な社会問題です。市民一人ひとりが、部落差別（同和問題）が人権問題であることを十分に認識し、自分自身の問題として差別解消に向けて取り組むことが必要です。

国は、特別措置法による同和対策・教育事業などを実施し、生活環境の改善等一定の成果をあげてきました。

しかし、部落差別（同和問題）に関する偏見や差別意識については、依然として根深く存在しており、昨今ではインターネット上の書き込みなどによる差別事象も見られます。また、全国的に部落差別（同和問題）に対する意識の希薄化により、公正採用上問題のあることが行われたこともあります。

このような中、平成28(2016)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。法では、現在もなお部落差別（同和問題）が存在するとともに情報化の進展に伴って部落差別（同和問題）に関する状況の変化が生じていることをふまえ、部落差別（同和問題）は許されないものであり、これを解消することが重要な課題であるとしています。

部落差別（同和問題）については、正しい認識と理解を深めることが重要であり、人権意識の高揚や差別解消に向けた啓発・広報活動などを進め、課題解決に向けて着実に持続的に取り組んでいくことが必要です。

■課題解決の方向■

- ◎ 部落差別（同和問題）の解消に向け、学校、地域などあらゆる場における教育・啓発に努めます。
- ◎ 市職員・教職員等に対して人権教育を行うとともに、より有効な啓発手法等の研究・研修を行います。
- ◎ 人権悩みごと相談等にて、部落差別（同和問題）への相談に対応します。

6 外国人

■現状と課題■

国際化時代を反映して、福井市に在住する外国人の国籍は、ベトナム、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、インドネシアなど多岐にわたっており、地域社会における外国人との交流の機会が増大しています。こうしたことから、福井市では、「福井市多文化共生推進プラン」を平成22(2010)年に策定し、民間団体と協働して市内在住外国人の生活支援や日本人市民の意識向上に取り組んできました。

しかし依然として、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題や特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ等、外国人が日本で生活していくうえで、言語、文化、宗教、生活習慣の違いからくる偏見や誤解などにより、さまざまな問題が生じることがあります。

これらの問題を解決するためには、市民一人ひとりが誤った情報や偏見にとらわれない人権感覚を身につけるとともに、外国人の持つ文化や多様性を理解し、尊重することが必要です。

また、外国人自身も、地域社会の一員であるという認識が大切であり、日本人も外国人も共に生きるパートナーとして、互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうという多文化共生の社会づくりが必要です。

■課題解決の方向■

- ◎ 民間団体などとの協働による国際交流事業や小中学校の国際理解教育などを通して、お互いの価値観や人権を尊重する意識を養うとともに、国際理解や国際的視野に立った「共生」の心を育むように努めます。
- ◎ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」を推進するため、推進体制の整備や外国人も安心して暮らせる環境づくり・多文化共生の地域づくり・未来を築く人づくりを推進します。

7 感染症の患者等

■現状と課題■

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活のさまざまな場面で、差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症は誰でもかかる可能性があり、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別は決して許されません。

感染症に関する正しい知識を持ち、偏見や差別を解消していくことが重要です。また、学校や関係機関と連携し、正しい情報の発信や啓発活動を強化することで、社会全体の意識を高める取り組みが求められています。

■課題解決の方向■

- ◎ 市民啓発、学校教育などの場において、感染症に関する正しい知識の普及や人権保障の大切さについて理解促進に努めます。
- ◎ プライバシーと人権に配慮した検査・相談体制を整備します。

8 犯罪被害者等

■現状と課題■

多くの犯罪被害者等（家族や遺族を含む。）は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的ショックや経済的・時間的負担、さらに、うわさ話や一部のマスコミの過度な取材・報道によるストレスなど、さまざまな二次的被害を被っています。

国は、犯罪被害者等基本法に基づき、平成１７（２００５）年に犯罪被害者等基本計画を策定し、犯罪被害者や支援者の要望なども踏まえて、推進すべき具体的な施策や支援のための体制整備などをまとめました。

しかし、福井県内では、犯罪被害者等に対する認識や取組に対する理解はまだ低い状況にあります。また、公益社団法人福井被害者支援センターが福井県警と共催して県民公開講座の開催等の啓発事業に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、相談件数は増えない現状もあります。

その要因としては、埋もれた被害が多いこと、表面化させたくないという心理が働いていることなどが考えられます。しかし、凶悪犯罪が増加傾向にあることから、今後はニーズが高まることも予想されます。

犯罪が多岐にわたり、犯罪被害者等に生ずる問題は複雑であるため、犯罪被害者等に対する理解と支援が一層求められています。そのため、関係機関の相互連携やボランティア等をはじめとする地域社会の協力により、犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発を一層推進することが必要です。

■課題解決の方向■

- ◎ 犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発を推進します。
- ◎ 庁内の連携を図り、相談を受ける基本的考え方やスキルをとりまとめたうえで継承していきます。

9 その他のさまざまな人権

■現状と課題■

多様化が進む現代社会において、これまでの人権問題のほかにもさまざまな人権問題が存在します。

インターネットの普及により、その匿名性を悪用してホームページの掲示板や SNS（会員制交流サイト）等に基本的人権を侵害する書き込みが増加しています。また、インターネットを起因とするこどもを巻き込んだトラブルは増加傾向にあり、その要因として、大人の目が行き届かないところでの利用や、フィルタリング設定率が低いことが考えられます。実体のない「インターネット」空間での取締りや未然防止、発見後の回復措置は困難である場合が多く、被害が急速に拡大する可能性もあります。

プライバシーをめぐる問題としては、高度情報化社会の実現に伴い、個人情報の流出・漏えいといった事例が発生しています。

さらには、刑を終えて出所した人、ホームレスの人、性的マイノリティ（LGBTQ）等へのさまざまな差別などの問題があります。

また、災害が発生すると被災した人々の人権は著しく制限され、災害の応急対策や復旧の進捗に合わせて基本的人権の復旧にも配慮が求められています。

このように、社会の変化に伴って生じた多様な人権問題の解決が求められています。人権は誰もが等しく持っており、同じ社会の一員として円滑な生活を営むために、お互いの個性を認め合うことが必要であり、さまざまな人権問題の解決を図るためには、正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を進めることが必要です。

■課題解決の方向■

- ◎ 情報社会において、正しい情報を主体的に判断できる能力や、自分の行動に責任をもつ態度を養う情報モラル教育を推進し、不適切な投稿や犯罪被害の防止に努めます。
- ◎ 家庭において、児童生徒と保護者が話し合いながらインターネット利用にかかるルールづくりを行うことや、フィルタリングの重要性について周知徹底を図ります。
- ◎ 今後、新たに生じる問題も含めて、あらゆる差別をなくすための教育・啓発に努めます。
- ◎ 時代に即した相談対応体制を整備します。

Ⅲ 人権教育・啓発の推進

1 学校等における取組

保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校は、こどもが家族と離れ他人との関わりの中で社会性を育む場でもあります。学校等の課程を通して、人権尊重の意識を高め、命の大切さや人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心といった豊かな人間性を培うことが重要です。

このため、保育士、教職員等の人権教育研修の充実を図り、園・学校生活の中で、こどもの発達段階に応じて人権の大切さを体得できるよう取り組むとともに、家庭、地域、関係機関との連携を深め、教育・啓発に努めます。

また、こどもの人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にされた教育活動や学校運営が行われるように努めます。

2 家庭における取組

家庭は、教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、善悪の判断、命の尊重など人権意識の基本的な習得の場として重要な役割を果たしています。家庭教育においては、正しい人権感覚を持ってこどもと接することが重要であり、子育てや家事などに男女が協力して当たるなど、家族が互いに尊重し助け合う意識づくりを進めることも重要です。

このため、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、各種啓発を行うほか、悩みを持つ親に対する相談事業などを通して、家庭の教育力向上の支援に努めます。また、家族ふれあい推進事業を通して家族のふれあいやコミュニケーションの重要性について啓発を図ります。

3 地域社会等における取組

市民一人ひとりが人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重意識を高めるためには、地域社会や企業などにおける啓発活動を推進することが重要です。また、人権に関わる諸問題に対して、学校、家庭、地域社会等が連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

このため、市民一人ひとりの人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるため、市の各種施策を通して啓発に努めます。

また、公民館活動をはじめとする社会教育の場において、男女共同参画、こどもの教育や介護問題など、人権問題の学習を推進するとともに、こどもと高齢者など世代間の交流や体験活動等を通して人権問題への理解を深めるよう努めます。

4 特定職業従事者に対する人権教育の推進

公務員、教職員、社会教育関係職員、福祉関係職員、消防職員、医療関係者などは、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の業種に従事する者」と規定され、人権教育・啓発の取組の強化が求められています。これらの従事者は、それぞれの分野において、人権に関する責任の重大性を認識し、自覚と使命感を持って職務に当たることが重要です。

このため、すべての市職員等に対して計画的に人権研修を行うとともに、日常業務に即して各職場における人権研修を実施します。

IV 推進体制

人権尊重のまちづくりを目指し、市政のあらゆる分野において人権教育・啓発に関する施策を推進します。

そのため、全庁的な情報共有と緊密な連絡体制をとるため人権施策推進会議を設置し横断的に人権施策に取り組むとともに、県や関係機関と連携・協力し教育・啓発等にあたります。

なお、国内外の動向や社会経済情勢の変化に応じた施策を適切に推進するため、必要に応じてこの方針を見直します。